

委託訓練事業を利用した 就労支援に係る地域ネットワークの構築について

○齋藤 貴大（岩手県社会福祉事業団 岩手県立療育センター 障がい者支援部 理学療法士）

1 はじめに

障がい者の就労支援において、障がい者雇用にもむけた委託訓練は、効果的な方法として注目をされている。地域の企業や団体との連携を通じて、障がい者が地域社会において働く機会を拡充することが期待されている。

この取り組みは、障がい者の経済的自立を支えるだけでなく、社会的なつながりや自己肯定感の向上にも寄与する。

しかし、多くの障がい者が就労機会を見つけるのに困難を感じているのが現実である。この問題に対処するために、障がい者雇用に向けた委託訓練の概要、メリット、実施方法、事例の途中経過を紹介する。これらにより、障がい者の就労支援の新たな可能性とその効果について考察する。

2 障がい者雇用に向けた委託訓練とは

障がい者雇用に向けた委託訓練は、企業や団体に訓練の実施を依頼し、障がい者が実際の職場環境で必要なスキルを習得するプログラムである。この訓練は、個々の障がいの特性に応じたカスタマイズされた支援を提供することを目的としている。

3 障がい者雇用に向けた委託訓練のメリット

(1) 実務経験の提供

障がい者が実際の職場で働くことにより、実務経験を積むことができる。これにより、理論的な学習に加えて実践的なスキルも習得することが可能となる。また、地域ネットワークを活用し、地元の企業や団体と協力し、地域の特性やニーズに合わせた訓練内容を提供し、障がい者が地域社会で活躍できるようサポートする。

(2) 社会的スキルの向上

職場でのコミュニケーションやチームワークなど、社会的スキルの向上が期待され、これにより職場適応力が高まる。

(3) 地域特性に応じた訓練

地元の企業や団体との連携が強化され、産業や雇用状況に応じた訓練内容を提供できるため、地域に即したスキルを習得し、障がい者の地域社会での就労機会を増やすことができる。

(4) 成功体験の積み重ね

実務経験を通じて自信を持つことができ、成功体験が障がい者の自己肯定感を高める。

4 委託訓練の内容

技術訓練、ソフトスキル訓練、生活訓練等が主に行われ、地域や企業により内容が変化する。

5 事例紹介

(1) 基本情報

本事例は20歳代の男性で、大学卒業後に関東の会社でシステムエンジニアとして就職する。20xx年6月に滑落事故により脳挫傷とくも膜下出血を発症し、救急搬送後、急性硬膜外血腫と頭蓋骨骨折の手術を受ける。リハビリテーション病院に転院し、約10か月後に地元の岩手に帰省し、自宅での生活を再開する。その後、岩手県立療育センター障がい者支援部の自立訓練（機能）、施設入所支援を利用し、1年6か月後にアパートへ退所、現在は就労継続支援B型を利用している。

障害者手帳：身体障害者手帳2級

精神保健福祉手帳2級

経済状況： 障害年金、工賃

(2) 日常生活動作や高次脳機能障害

日常生活動作： 右利きだったが、利き手を左手に変更し、左手で書字や入力などの作業を行っている。移動手段としてロフトランド杖を利用しており、自家用車の運転や公共交通機関の利用は一人で行うことが可能である。また、住まいはアパートの1階に居住し週3回居宅介護を利用している。

コミュニケーション： 構音障害があるが、ゆっくり発話すれば相手からの聞き返しは少ない。

高次脳機能障害： 記憶障害、注意障害、遂行機能障害が指摘されるが、注意障害のみ本人に自覚がある。

病前の仕事： システムエンジニアとしてシステムの保守点検を主に担当し、チームでの仕事が多く、コミュニケーションを特に重視していた。

(3) 職業評価

職業評価（岩手障害者職業センター）

OAWork【文書入力】： 正答率50%（21分26秒）

【検索修正】： 正答率80%

岩手障害者職業センターの担当カウンセラーより、PC操作の速度向上、高次脳機能障害を踏まえた得手不得手の確認と補完手段の獲得、集中力とパフォーマンスの維持について助言を受けている。また、就職時にはジョブコーチ

支援の活用が推奨されている。

(4) 委託訓練利用までの経過

受傷後、製造業と農業に興味があり、地元での就職を希望していた。ハローワークや障害者就業・生活支援センターとの面談を通じて、一般就労ではなく就労継続支援や就労移行支援の利用を勧められたが、本人は一般就労にこだわりがあった。岩手県の障がい者雇用について調べた際、「障害者雇用向け職業訓練」¹⁾の情報をを見つけ、障害者職業訓練コーディネーターに相談した。説明を受け、本人および職員、関係機関が同席の上で委託訓練を利用することに決定した。

委託訓練開始までは①マッチング支援、②職場見学、③短期実習、④障がい者委託訓練の順番で進めていくが、図1にもあるように対象者によって違いがある。

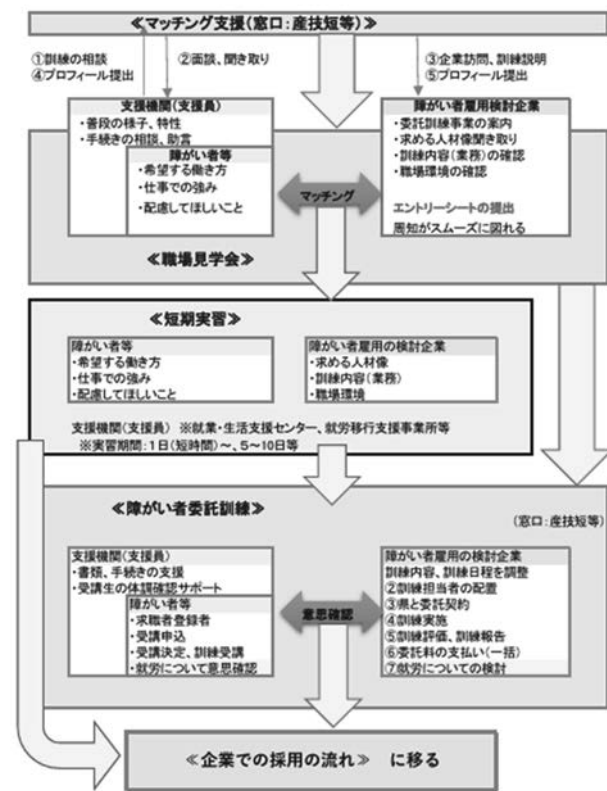


図1 障がい者雇用に向けた委託訓練等活用のイメージ²⁾

(5) 委託訓練先との調整

障害者職業訓練コーディネーターが花巻市内の製造業A社と連絡を取り、職場見学を実施した。担当者より、本人に必要な配慮や会社内の環境調整について質問があった。職場見学実施後、本人に職場実習の希望を確認した。その後、実習希望を会社に伝え、面談を実施した。実習時に必要な配慮や環境調整については書類を用いて職員が説明し、障害者職業訓練コーディネーターが実習に関わる制度について説明した。A社より実習期間は1週間で行い、終了後に面談を実施することとした。また、現在本人に関わって

いる関係機関へ連絡し、必要な情報を共有し実習開始までに必要な内容の確認を行い、現在は実習中となっている。

6 考察

障がい者雇用に向けた委託訓練事業は、職業訓練を外部の教育機関や企業に委託し、地域での労働を希望する障がい者に対して必要なスキルを提供する仕組みである。この事業を効果的に活用するためには地域ネットワークの構築が不可欠で、地域ネットワークの構築における重要な要素は、自治体、教育機関、企業、就労支援機関との連携である。これらの関係者が一体となって協力し合うことで、地域のニーズに合った訓練プログラムの開発と提供が可能となる。例えば、地元の企業が求める人材像を基に訓練内容をカスタマイズすることで、訓練を受けた障がい者が即戦力として活躍できるようになると考える。

次に、地域ネットワークの構築には情報共有の仕組みが必要であり、各機関が持つ情報を共有することで、訓練プログラムの質と効果を高めることができる。例えば、県内企業の求人情報と訓練内容のフィードバックを早い段階で共有することができれば、訓練の改善や更新がスムーズに行うことができると考える。

さらに、地域ネットワークの構築には継続的なモニタリングと評価が不可欠で、訓練プログラムの効果を判定し、必要に応じて改善を行うことで、事業の持続可能性と効果を高めることができる。具体的には、訓練修了後の就職率や就職先での定着率、障がい者のスキル向上の度合いなどを指標として用いることが考えられる。

7 おわりに

障がい者雇用に向けた委託訓練事業を利用した就労支援に係る地域ネットワークの構築には、多様な機関の連携、情報共有の仕組み、継続的なモニタリングと評価、地域コミュニティの強化が必要となる。これらの要素が適切に機能することで、地域の労働者が必要なスキルを身につけ、持続可能な就労機会を得ることができると考える。

また、訓練を受けた障がい者が地域内での就労機会を得ることで、地域の活性化が期待できる。

【参考文献】

- 1) 岩手県商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 雇用推進担当『就労支援機関向けリーフレット』
- 2) 岩手県立産業技術短期大学校矢巾キャンパス 『障がい者雇用に向けた委託訓練等活用のイメージ』

【連絡先】

齋藤 貴大
 岩手県立療育センター障がい者支援部
 e-mail : syougaisya @i-ryouku.jp